

# 北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定素案)に対する 市民意見の内容及び市の考え方

令和7年12月22日から令和8年1月30日まで実施いたしました「北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定素案)」に対する市民意見募集に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

皆様から提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

なお、ご意見は一部要約又は分割して掲載しましたのでご了承ください。

令和8年3月23日

(問い合わせ先)

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局健康危機管理課

TEL 093-582-2430

FAX 093-582-4037

電子メール・アドレス( [ho-kanri@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:ho-kanri@city.kitakyushu.lg.jp) )

## ■ 意見募集結果

1 実施時期 令和7年12月22日から令和8年1月30日まで

### 2 意見提出状況

(1) 提出者	4人
(2) 提出意見数	8件
(3) 提出方法	
ア 持参	2件
イ ファクシミリ	1件
ウ 電子メール	1件
(4) 提出された意見の内訳	
ア ワクチン接種に対するご意見	4件
イ 物資に対するご意見	2件
ウ 行動制限に対するご意見	1件
エ 経済的支援に関するご意見	1件

## ■ 計画への反映状況

① 計画に記載済	3件
② 計画の追加・修正あり	2件
③ 計画の追加・修正なし	2件
④ その他	1件

■ 提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方

①計画に記載済 ②計画に追加・修正 ③計画に追加・修正しない ④その他

項目	意見	計画への反映・市の考え	反映結果
ワクチン接種	<p>1. ワクチン接種は個人の自由であり、強制しないようにすること。</p> <p>職場、学校での事実上の強制や道徳的圧力を防止するための指針を明記すること。</p>	<p>予防接種法上、ワクチン接種は強制されるものではありません。</p> <p>接種にあたっては、あらかじめ予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について説明を行い、文書により同意を得なければならないとされており、接種を受ける方や保護者にご理解をいただいた上で接種することとしています。</p> <p>また、ワクチン接種は重症化を防ぐとともに、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。</p> <p>計画改定案では、「職域接種」の項目で、接種の有無による差別や不利益取扱いの防止を徹底する旨を記載していますが、「住民接種」の項目にも同様の記載をします。</p>	②
	<p>2. 新型コロナワクチン接種事業の総括・検証として、どのような健康被害・社会的影響があったのか、接種勧奨の方法に問題がなかったのかを客観的に評価・反省した記述を加えること。</p>	<p>今回の行動計画改定案は、新型コロナ対応における課題を踏まえた上で、具体的な対策をお示しするものです。</p> <p>なお、健康被害の状況については、国の審査会で報告されており、ホームページでも公開されています。</p>	③
	<p>3. 重症化リスクが低い年齢層へのワクチン接種は、科学的根拠に基づく判断を行い、保護者への十分な情報提供を行うこと。</p> <p>ワクチンの効果・リスクに関する情報提供において、リスクコミュニケーションの原則を明記すること。</p>	<p>計画改定案では、ワクチン接種にあたっては、被接種者やその保護者にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集等を行うことや積極的にリスクコミュニケーションを行う旨を記載しています。</p>	①

	4. ワクチンと検査は不要。	検査については、患者の早期治療や早期発見によるまん延防止につなげるため必要となります。また、ワクチン接種は重症化を防ぐとともに、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。	③
物資	5. トイレットペーパーやマスクの欠品など、需要と供給にアンバランスが発生した。	新型インフルエンザ等対策政府行動計画では、生活関連物資等の適切な供給を図るため、必要に応じ関連業界団体等に対して供給の確保等の要請を行うこととしており、この国の取組について市計画改定案にも記載します。	②
	6. ワクチンの廃棄については莫大な税金の損失となった。その反省を踏まえて対策を講じるべきである。	ワクチンについては、保存期間等の制約があるものの、必要量を確保しつつ、可能な限り廃棄を抑えることができるよう適切な対応に努めてまいります。	④
行動制限	7. 夜間営業、人との接触を伴う施設・行事について自粛や時間の短縮が望ましい。	外出自粛要請や休業要請などは、県・国によるまん延防止等重点措置や緊急事態措置によって行われますが、感染状況に応じて実施されることを記載しています。	①
経済的支援	8. 営業自粛・外出自粛に対する支援金について記載があるのか。	国や県の支援策を踏まえ、まん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を検討することを記載しています。	①

## ■ 公表文書の入手方法

### 1 閲覧又は配布

北九州市保健福祉局健康危機管理課(市役所9階)、各区役所総務企画課及び出張所、総務市民局広聴課(市役所1階)

### 2 北九州市ホームページ

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/334\\_00021.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/334_00021.html)

